

自動販売機設置事業者募集要項（とちぎ国際交流センター）

栃木県では、県有施設に自動販売機を設置する事業者を募集しており、設置事業者は一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか仕様書等をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら安定した財源を確保するとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで及び第 6 号の規定並びに次表に該当する者でないこと。

1	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
2	暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
3	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
4	暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者

- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。
- (4) 栃木県内に本店を有する法人、又は栃木県内に事業所を有する個人であること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、3 年以上自ら管理・運営した実績を有していること。
- (6) 県税を滞納していないこと。

3 入札に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための県有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積

物件番号	財産名	所在地	貸付場所	位置図	貸付面積	高さ
1	とちぎ 国際交流 センター	宇都宮市 本町 9-14	1 階 自動販売機 スペース	位置図①	1.14 m ² 自動販売機用：0.9 m ² (W1.0m×D0.9m) 回収ボックス用：0.24 m ² (W0.4m×D0.6m)	H2.0m 以下

※1 貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

- (3) 貸付期間
令和6（2024）年4月1日から令和11（2029）年3月31日まで（更新なし）
- (4) 貸付条件等
仕様書による。
- (5) 参考データ（施設の概要、令和5（2023）年12月現在）
ア とちぎ国際交流センター
（ア）利用可能時間 開館日の時から17時
（イ）利用可能日 火曜日から土曜日 ただし、祝日及び12月29日～1月3日を除く。
（ウ）来館者数 令和4（2022）年度：16,825人
（エ）勤務者数 13人
イ 直近の売上実績
・令和4（2022）年度（令和4（2022）年4月から令和5（2023）年3月）
売上本数：822本 売上金額：115,080円
・令和5（2023）年度（令和5（2023）年4月から令和5（2023）年12月）
売上本数：761本 売上金額：112,370円

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書類を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 入札参加申請期間

令和6（2024）年2月7日（水）から令和6（2024）年2月19日（月）までの日の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出場所

郵便番号：320-8501
栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号 本庁舎本館7階
栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課 協働・多文化共生室
電話：028-623-3422

(3) 提出書類（提出部数は入札参加申請書ごとに1部）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書（別記様式第2号）	○	○
②	身分証明（市町村発行のもの）		○
③	誓約書（別記様式第3号）	○	○
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑤	確定申告書（写）		○
⑥	栃木県税の完納証明書	○	○
⑦	設置する自動販売機のカatalog	○	○

※②、④、⑥については、発行後3か月以内の原本とする。

(4) 提出方法

提出期間内に、上記(3)の提出書類を上記(4)の提出場所に直接持参又は郵送することとし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

ア 直接持参の場合の受付時間は午前9時から午後4時までの間とする。（正午から午後1時までの間を除く。）なお、栃木県の休日に関する条例（平成元年栃木県条例第2号）第2条に規定する休日は受け付けない。

イ 郵送の場合は簡易書留で提出することとし、令和6（2024）年2月19日（月）午後4時必着とする。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和6（2024）年2月7日（水）から令和6（2024）年2月19日（月）までの日の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出方法

質問書（別記様式第4号）を上記4（2）の提出場所に提出することとし、提出方法は上記4（4）と同様とする。

(3) 質問者への回答

すべての質問事項及び回答をまとめ、令和6（2024）年2月28日（水）までに県のホームページに掲載する。

6 入札参加資格の確認等

上記4（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和6（2024）年2月28日（水）までに、申請者宛て結果を通知する（別記様式第5号）。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消すものとする。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和6（2024）年3月8日（金） 午前10時00分

(2) 場所

栃木県宇都宮市埴田1丁目1番20号

栃木県庁本館7階 会議室2

8 入札方法

(1) 入札は、1物件ごとに行う。

(2) 入札書（別記様式第6号）に記載する金額

ア 入札書に記載する金額は、年額とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 代理人による入札

ア 代理人により入札する場合は、委任状（別記様式第7号）を提出しなければならない。

イ 原則として委任状は入札物件ごとに提出することになっているが、同一施設において複数の物件の入札に参加する場合は、委任状を1部提出することで当該施設のそれぞれの入札物件の委任状の提出を省略してもよいものとする。

(4) 再度の入札

ア 落札者がいない場合は、入札参加者を対象として再度の入札を行う。

イ 上記アの再度の入札は1回までとする。

ウ 再度の入札を行っても落札者がいない場合は、入札を打ち切る。

(5) その他

ア 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

イ 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

9 入札保証金

免除

10 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理人の場合も含む。）

ウ 委任状を提出しない代理人のした入札

エ 不正行為による入札

オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

カ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

キ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

ク 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、再度の入札に参加できない。

11 落札者の決定方法等

(1) 県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(3) 落札者に対し落札決定通知書（別記様式第8号）を送付する。

12 契約

(1) 契約書（別記様式第9号）のとおりとする。

(2) 落札者は令和6（2024）年3月19日（火）までに、契約書に記名押印の上、上記4（2）

の提出場所に提出する。契約書は1物件ごとに作成する。

- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記(2)の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

13 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがある。

14 問い合わせ先

郵便番号：320-8501

栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県庁本館7階

栃木県生活文化スポーツ部県民協働推進課 協働・多文化共生室

T E L : 028-623-3422

F A X : 028-623-2121

E-mail : kyodo@pref.tochigi.lg.jp